



互助組合の貸付を御利用ください



互助組合
(082)228-1386

- 【簡単】一般資金の貸付は、申込書等3枚のみの提出です。(添付書類不要)
- 【早い】申込締切日からおよそ20日後に希望する口座に振込みします。
- 【低金利】次表のとおり、低い利率で借ります。



A銀行		互助組合		
種別	年利率	資金種別	年利率	申込金額
車購入	1.9%～ ※条件有	一般 (用途不問) ※住居土地資金除く。	1.26%	20～200万円
フリーローン	3.3%～13.3%			
教育	2.5%～ ※条件有	特別 (教育等)	1.26%	20～100万円

借替

現在借受中の同一種類の貸付の償還回数が24回(2年)を経過したら、借替ができます。
申込額から償還残金を差し引いた金額を送金します。

例 令和3年3月19日で償還回数が24回の場合
同一種類の借替申込みは、令和3年3月20日以降です。

一括償還

余裕資金ができたとき、いつでも全額償還することができます(一部償還はできません)。
ホームページ様式集の「一括償還申出書」を御提出ください。

退職時に償還残金がある場合

退職手当から自動で控除されます。控除しきれない場合は、別途発行する「振込依頼書」で不足額を振込してください。

また、退職手当が県から支給されない市町費等負担教職員の方も、振込による償還となります。(市町等により異なります。)



被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは、「被扶養配偶者人間ドック助成」を御利用ください

互助組合
(082)228-1386

当該年度中に、次の年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用のうち、30,000円を限度として助成します。

【該当年齢】40歳、45歳、50歳、55歳、60歳(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に達する年齢)

【助成額】30,000円(1会計年度1回)

- ※ 人間ドック健診費用(オプション検査等は除く。)が、30,000円を超えている場合に限りです。
- ※ 該当年齢に達する年度内の受診に限りです。
- ※ 人間ドックを受診された後に、「被扶養配偶者人間ドック助成金請求書」に、領収書を添付して提出してください。
- ※ 「被扶養配偶者人間ドック助成金請求書」は、互助組合ホームページ(<http://www.gojo.or.jp/>)からダウンロードしてください。

